

## 第8弾

# 生活応援！元気いっぱい！！ えび～にゃ商品券

使用期間：令和8年3月27日～令和8年9月30日

## 取扱店舗の手引き



海老名市イメージキャラクター

**えび～にゃ**

えび～にゃ商品券コールセンター

TEL：046-240-7529

平日のみ9：00～16：30

# 1.商品券について

**共通券** ※個店限定券も同様



**本券を紛失した場合は換金に応じることが出来ませんのでご注意ください。**

## 商品券利用方法・受け取り時の留意点

- ・商品券はお釣りができません。差額は現金等で受領してください。
- ・一度に使用できる枚数に上限はありません。
- ・使用可能期間（令和8年9月30日（水））を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ・偽造防止措置を施しています。偽造品であることが明らかな場合は、受け取らないでください。
- ・店舗で利用可能な券種以外受け取らないでください。換金いたしかねます。
- ・使用済み商品券は、残されたミシン目に沿って切断してください。

## 2.商品券受取から換金まで

換金は、郵送と海老名市役所持ち込みの2パターンございます。両方ともに共通する内容を下記記載いたします。

①商品券は、店舗控えの切り取りがなくても換金の受付は可能ですが、原則は切り取り、換金手続きが完了するまで店舗で保管してください。

**取扱店舗控え**

店舗様へ  
使用済商品券の換金・精算にあたり、こちらの「取扱店舗控え」が必要になります。入金が確認されるまで大切に保管してください。

**生活応援！元氣いっぱい!! えび〜にゃ商品券コールセンター**  
【受付時間】平日9:00~16:30 (土日祝を除く)  
**046-240-7529**

換金請求期間は、令和8年10月30日(必着)です。期限を過ぎると換金できません。

**購入者向け** (商品券を購入された方へ)

〈ご使用の際の注意〉

- 本券は、令和8年3月27日(金)から令和8年9月30日(水)まで使用できます。
- 上記期限を過ぎた場合は、無効となります。
- 本券は、海老名市内の「商品券取扱店」の表示のある店舗のみで使用できます。
- 本券は、一切払い戻しできません。
- 本券は、釣銭が支払われません。
- 本券は、次の用途には使用できません。

①現金への換金  
②たばこの購入  
③出賃及び借物の弁済  
④国及び地方公共団体への支払い  
⑤税金、市指定収集袋(ごみ袋)、租大ごみ収集シール等  
⑥振込手数料の支払い

⑦公共料金の支払い  
⑧その他の市役所が不適当と認めるもの

●本券に番号がないものは無効です。  
●本券は、交換、譲渡及び売買を行うことはできません。  
●本券の盗難、紛失、滅失等の事故が発生した場合でも、再発行はできません。  
●本券は、複製で誤り取りましますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。汚損、破損が著しい場合は、使用できないことがありますので、ご注意ください。

**問い合わせ先**  
生活応援！元氣いっぱい!!  
えび〜にゃ商品券コールセンター  
【受付時間】平日9:00~16:30(土日祝を除く)  
**046-240-7529**



↑  
店舗控え

※本券と店舗控を切り取り線で切り離してください。

②換金請求書に必要事項を記載してください。こちらは郵送・持ち込みどちらの場合でも**必須**となります。

第2号様式(第14条関係)

年 月 日

海老名市長 殿

( 請 求 者 )

登 録 番 号

所 在 地

事 業 所 名

代 表 者 職 ・ 氏 名

電 話 番 号

海老名市生活応援商品券換金請求書

海老名市生活応援商品券発行事業(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分)実施要綱第14条の規定により、次のとおり換金を請求します。

1 請求額

|          |             |    |
|----------|-------------|----|
| (内訳) 共通券 | 円 ( 500円券 × | 枚) |
| 個店限定券    | 円 ( 300円券 × | 枚) |

2 振込先

| 金融機関名 | 預金種別 | 普通 | 当座 |
|-------|------|----|----|
| 支 店 名 | 口座番号 |    |    |
| フリガナ  |      |    |    |
| 口座名義人 |      |    |    |

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。

← 受付可能と確認できた時点で市役所で記載しますので、日付は空欄にしてください。

← 登録時の内容をご記載ください。登録証を確認のうえ、お間違いのないようご記入と押印をお願いいたします。

← 店舗で確認のうえ枚数、金額を記入ください。市でも再度計数確認いたします。

← 振込先記入をお願いいたします。

換金請求書は最終ページにありますので、コピーして流用ください。

## 郵送の場合

③商品券と換金請求書を同封して封筒等でご郵送ください。

※郵送用の封筒・段ボールは店舗様でご準備ください（専用封筒等はございません。）。

### ・同封物一覧



第2号様式(第14号別紙)

海老名市役所 (海老名市)

〒243-0292  
神奈川県海老名市勝瀬175-1  
海老名市役所7階 商品券事務担当

海老名市生活応援商品券発行事業 (特選商品券又は特約店舗商品券  
交付金) 採算調整額14名の規定により、次のとおり換金を請求します。

|          |              |   |
|----------|--------------|---|
| 1. 請求額   | 円            |   |
| (内訳) 共通券 | 円 ( 2400枚× ) | 枚 |
| 個店限定券    | 円 ( 2400枚× ) | 枚 |
| 請求額合計    | 円            |   |

2. 換金先

|      |    |    |
|------|----|----|
| 換金店名 | 住所 | 支店 |
| 〒    |    |    |
| 店舗番号 |    |    |

※換金先が複数ある場合は、換金希望の店舗番号を記載してください。

※商品券は使用可能券種のみ  
※枚数が多い場合は輪ゴム等で束ねてください。

### ・店舗控え（半券）



※店舗控えを切り取らない場合でも換金は可能ですが、数量に差異が生じた場合は、商工課で集計確認した数量とさせていただきますので予めご了承ください。

## 持込の場合

商品券と換金請求書を海老名市役所7階 えび～にゃ商品券事務担当へお持ちください（受付時間 平日9時～16時30分）。その場で商品券枚数を確認し受付します。

### ・持ち込み物一覧



第2号様式(第14号別紙)

海老名市役所 (海老名市)

〒243-0292  
神奈川県海老名市勝瀬175-1  
海老名市役所7階 商品券事務担当

海老名市生活応援商品券発行事業 (特選商品券又は特約店舗商品券  
交付金) 採算調整額14名の規定により、次のとおり換金を請求します。

|          |              |   |
|----------|--------------|---|
| 1. 請求額   | 円            |   |
| (内訳) 共通券 | 円 ( 2400枚× ) | 枚 |
| 個店限定券    | 円 ( 2400枚× ) | 枚 |
| 請求額合計    | 円            |   |

2. 換金先

|      |    |    |
|------|----|----|
| 換金店名 | 住所 | 支店 |
| 〒    |    |    |
| 店舗番号 |    |    |

※換金先が複数ある場合は、換金希望の店舗番号を記載してください。

※商品券は使用可能券種のみ  
※枚数が多い場合は輪ゴム等で束ねてください。

### ・店舗控え（半券）



※店舗控えを切り取らない場合でも換金は可能ですが、数量に差異が生じた場合は、商工課で集計確認した数量とさせていただきますので予めご了承ください。

※持込いただいた商品券の数量と換金請求書に記載された内容が相違する場合は、換金請求書の差し替え等をお願いする場合がございます。（記載された内容が合致した場合に限り受付いたします。）

持込先 〒243-0492  
神奈川県海老名市勝瀬175-1  
海老名市役所7階 えび～にゃ商品券事務担当  
※受付時間：9時～16時30分

※最終持込期限は10月30日（金）16時30分です。漏れがないようご注意ください。

## 3.商品券Q&A ※詳細は市ホームページをご確認ください。

### 1.利用

Q1商品券でお釣りは出るのか。

お釣りは出ません。不足分は現金等で受領ください。

Q2商品券の使用枚数に上限はあるのか。

ありません。

Q3使用期限が過ぎた商品券は受け取れるのか。

使用期限後の商品券は受け取れません。

Q4偽造品が疑われる場合はどうするのか。

商品券偽造防止措置を確認し、明らかに偽造品であれば受け取らないでください。

Q5店舗で使用可能な券種以外の対応は？

店舗で使用可能な券種以外は受け取れません。

### 2.換金

Q1換金手続きには何が必要なのか。

本券（商品券）、換金請求書を郵送または持込で提出してください。

Q2店舗控えがない場合でも換金は可能か。

店舗控えがなくても換金可能ですが、数量に差異が生じた場合は市の集計結果を優先します。

Q3換金請求書には何を記入するのか。

登録証内容と商品券枚数・金額を記入し、押印してください。

振込先も記入してください。

Q4郵送時に注意すべきことは？

本券・換金請求書を同封し、封筒・段ボールは店舗で準備してください。

枚数が多い場合は輪ゴム等で束ねてください。なお、郵送料は店舗負担となります。

Q5持込時に注意すべきことは？

市役所7階事務担当（平日9:00～16:30）へお持ちください。

その場で枚数と内容確認を行い受付します。

Q6換金の締切

最終持込期限は令和8年10月30日（金）まで

## 4.換金スケジュール

郵送の場合は、到着の日時や数量によって振り込みが遅れる場合がございます。予めご了承ください。

|      | 換金受付締切日<br>(店舗⇒市) | 振込日予定日   |      | 換金受付締切日<br>(店舗⇒市) | 振込日予定日    |
|------|-------------------|----------|------|-------------------|-----------|
| 第1回  | 4月3日(金)           | 4月15日(水) | 第22回 | 7月24日(金)          | 8月5日(水)   |
| 第2回  | 4月8日(水)           | 4月20日(月) | 第23回 | 7月29日(水)          | 8月10日(月)  |
| 第3回  | 4月14日(火)          | 4月24日(金) | 第24回 | 8月3日(月)           | 8月14日(金)  |
| 第4回  | 4月17日(金)          | 4月30日(木) | 第25回 | 8月7日(金)           | 8月20日(木)  |
| 第5回  | 4月22日(水)          | 5月8日(金)  | 第26回 | 8月13日(木)          | 8月25日(火)  |
| 第6回  | 4月30日(木)          | 5月15日(金) | 第27回 | 8月18日(火)          | 8月28日(金)  |
| 第7回  | 5月8日(金)           | 5月20日(水) | 第28回 | 8月26日(水)          | 9月4日(金)   |
| 第8回  | 5月13日(水)          | 5月25日(月) | 第29回 | 8月31日(月)          | 9月10日(木)  |
| 第9回  | 5月19日(火)          | 5月29日(金) | 第30回 | 9月3日(木)           | 9月15日(火)  |
| 第10回 | 5月26日(火)          | 6月5日(金)  | 第31回 | 9月8日(火)           | 9月18日(金)  |
| 第11回 | 5月29日(金)          | 6月10日(水) | 第32回 | 9月10日(木)          | 9月25日(金)  |
| 第12回 | 6月3日(水)           | 6月15日(月) | 第33回 | 9月15日(火)          | 9月30日(水)  |
| 第13回 | 6月9日(火)           | 6月19日(金) | 第34回 | 9月18日(金)          | 10月5日(月)  |
| 第14回 | 6月15日(月)          | 6月25日(木) | 第35回 | 9月29日(火)          | 10月9日(金)  |
| 第15回 | 6月18日(木)          | 6月30日(火) | 第36回 | 10月2日(金)          | 10月15日(木) |
| 第16回 | 6月23日(火)          | 7月3日(金)  | 第37回 | 10月7日(水)          | 10月20日(火) |
| 第17回 | 6月26日(金)          | 7月10日(金) | 第38回 | 10月13日(火)         | 10月23日(金) |
| 第18回 | 7月3日(金)           | 7月15日(水) | 第39回 | 10月20日(火)         | 10月30日(金) |
| 第19回 | 7月7日(火)           | 7月17日(金) | 第40回 | 10月23日(金)         | 11月5日(木)  |
| 第20回 | 7月13日(月)          | 7月24日(金) | 第41回 | 10月28日(水)         | 11月10日(火) |
| 第21回 | 7月17日(金)          | 7月30日(木) | 第42回 | 10月30日(金)         | 11月13日(金) |



第2号様式（第14条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

（ 請 求 者 ）

登 録 番 号

所 在 地

事 業 所 名

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

海老名市生活応援商品券換金請求書

海老名市生活応援商品券発行事業（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分）実施要綱第14条の規定により、次のとおり換金を請求します。

- 1 請求額 円
- （内訳） 共通券 円（ 500円券× 枚）
- 個店限定券 円（ 300円券× 枚）

2 振込先

|       |  |      |       |
|-------|--|------|-------|
| 金融機関名 |  | 預金種別 | 普通 当座 |
| 支店名   |  | 口座番号 |       |
| フリガナ  |  |      |       |
| 口座名義人 |  |      |       |

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。